

平和学の可能性

—平和研究の発展と課題—

臼井久和

アメリカの平和研究（peace research¹⁾）の創始者であり、日本の平和研究者にも大きな影響を与えていたA・ラパポート（A. Rapoport）は、日本の平和学会の設立総会の記念講演の冒頭で次のように述べたのである。

「平和研究という言葉で包括される研究活動にたずさわっている人々の間では、一点について全面的な合意がみられる。平和研究の目的は戦争を防止し、平和を促進するのに役立つ知識を生み出すことだというのがそれである。だが、一歩進んで、平和研究という言葉が具体的に何を指すかについて結論を出そうとすると、定義づけをめぐる議論からイデオロギー的対立に至るまで、種々もめごとが起る。こうしたもめごとは、人間の行動に焦点を合わせた知的活動の分脈においては、どうしても避けられないことである。」²⁾

この中で指摘されているように、平和研究とは何か、平和の概念とは何かについて大きな対立と拡散が存在する。また、そのアプローチにも様々な流

1) I P R A, *International Peace Research Newsletter*, 1973, No. 3. (Special Issue on Peace Research and Study in North America), 拙稿「アメリカにおける平和研究」『国際政治』第54号, 100—118頁を参照。

2) A・ラパポート・湯浅訳「科学としての平和研究」『世界』1974年4月号, 41頁。

獨協法學

派が存在するのが現状である。そこで本論では、平和研究のこれまでの展開過程を一瞥した後、平和とは何か、その問題関心の変遷、それから平和研究の抱えている課題はいかなるものであるかを検討し、平和学（Peace Science）の構築の可能性を展望することにしたい。それは、ひとことでいえば、国際社会の変容過程の創造的デザインに他ならない。

I. 平和研究の展開

伝統的意味における平和研究は、周知のごとく戦争原因の研究であった。20世紀を境にした、これらの著名な経験的研究には、ポーランドの銀行家 I・ブロッホ (I. Bloch)³⁾、国際法学者 Q・ライト (Q. Wright)⁴⁾、ケレンスキーエ内閣の閣僚でもあった P・ソローキン (P. Sorokin)⁵⁾、イギリスの気象学者 L・リチャードソン (L. Richardson)⁶⁾ の著作をあげができる。しかし、これらの研究は、平和研究の名の下に行なわれたわけでは決してない。さらに注目すべきことは、それぞれの学問領域の相違である。つまり、「平和」の研究は、いかなる学問領域に属するものであれ、可能であり、またこのことは、平和のためにあらゆる学問領域の学者が貢献しうるということを示している。とはいえ、これらの研究者の時代には、いまだ平和研究の方向性や方法論、研究対象は不明確であり、平和研究の制度化はまったく進んでいなかったといってよいだろう。

3) Singer, J. D. (1976) "An Assessment of Peace Research", *International Security*, Summer, Vol. 1, No. 1, pp. 118—137.

4) Wright, Q. (1942) *A Study of War*, The Univ. of Chicago Press, 2 vols.
これは、1965年に付論がつけられ、一冊にまとめられた。

5) Sorokin, P. (1937) *Social and Cultural Dynamics*, Vol. 3, American Book Co.

6) Richardson, L. F. (1960) *Arms and Insecurity, and Statistics of Deadly Quarrels*, Boxwood Press. リチャードソン (1881—1953) の両書は、死後出版されたもので、両書が書かれた当時は、まったくかえりみられることはなかった。

平和学の可能性

このような情況の中で、平和研究の緊急性に一石を投じたのが核の出現であり、冷戦の昂進であった。第二次大戦を契機に、アメリカでは多くの社会科学者が「戦争と平和」の問題を体系的にかつ意識的に研究し始めた。それは、超破壊兵器による人類の生存か死かという問題に直面したことによる。「自分自身の良心」に従ってカナダのパグウォッシュ村に集まったトランスナルな自然科学者は1957年7月に「パグウォッシュ会議」⁷⁾ (Pugwash Conference) を組織し、核兵器廃絶の途を追求した。有力メンバーの一人であり、「ラッセル・AINSHAIN宣言⁸⁾」(1955年7月) の一方の当事者である B・ラッセル (B. Russell) は次のように書き、一つの平和実現の方法をも示唆した。「一人の人間を殺すことが罪ならば、30億の人類を殺すことは、30億倍その罪が重い。その罪をおかす核装備が、政策として日に日に強化されつつある。その人間にに対する不法が、法の名においてわれわれに強制されつつある。わたくしは、人間にに対する叛逆罪を赦さない。わたくしは、人間にに対する不法に服従することを拒否する。わたくしは、学者としてでなく、また英國人としてでもなく、一箇の人間として要求する——人間を滅ぼしてはならない！」⁹⁾

このように第2次大戦後は、「無条件生存の可能性」¹⁰⁾ の崩壊した人類危機の時代であるといつても差支えない。自然科学者の動きに相呼応した形で、1950年代半ばから末にかけ、アメリカではスタンフォード大学行動科学

7) この第1回の会議は、三つの小委員会に分かれ、原子力の危険、核軍縮、科学者の責任について討議した。日本からは、湯川秀樹、朝永振一郎、小川岩雄の諸教授が出席した。Rotblat, J. (1972) *Scientists in the Quest for Peace : A history of the Pugwash Conferences*. MIT.

8) オットー・ネーサン、ハインツ・ノーデン編、金子敏男訳（1977年）『AINSHAIN平和書簡・3』みすず書房、733—736頁。

9) ラッセル・日高一輝訳（1962）『人類に未来はあるか』理想社、188頁。

10) Bouding, K. E. (1962) *Conflict and Defence : A general theory*, Harper & R Row, chap. 4, 13. (内田忠夫・衛藤瀧吉訳（1971）『紛争の一般理論』ダイヤモンド社)

獨協法學

センター (Center for Advanced Study in the Behavioral Science) とミシガン大学紛争解決センター (Center for Research on Conflict Resolution) を中心に経済学者 K・E・ボールディング (K. E. Boulding), 数学者 A・ラバポート, 社会心理学者 H・ケルマン (H. Kelman), 政治学者 H・D・ラスウェル (H. D. Lasswell), 人類学者 C・クラックホーン (C. Kluckhorn), 生物学者 R・ジェラード (R. Gerard) ら平和研究運動家が, 紛争解決 (Conflict Resolution) や核戦略批判について研究を組織し, 平和研究の制度化に大きく寄与した¹¹⁾。また忘れてならないのは, これらの努力の前にすでに『平和科学に向けて』 (*Towards a Science of Peace*, 1955) を著した, 平和研究の父といわれる T・レンツ (T. Lentz) である。ここにいうところの平和研究は, 伝統的意味における平和観「紛争の回避・不在」を前提にしている。

このような紛争防止・解決の研究の成果が発表された研究誌の名が『紛争解決雑誌』 (*Journal of Conflict Resolution*) であったことは, 当時の平和研究の特質を如実に物語っていた。1957年創刊の『紛争解決雑誌』は, 編集方針の中で次のように謳った。現在, 人類が直面するもっとも重要な問題は, 国際関係の中にあり, それはグローバルな戦争の脅威である。その中にあって「われわれの希望はまさに, この分野における理論的および経験的努力が国際紛争を解決する際に暴力の行使を最小にするのに役立つだろうということである。」¹²⁾ これは, まぎれもなく消極的平和, つまり「戦争不在」を意味するといっても過言ではない。

-
- 11) 平和研究の制度化については次のものに詳しい。Ruge, M. H. (1966) "Present Trends in Peace Research : A survey of institution", *Proceedings of the International Peace Research Association Inaugural Conference*, Van Gorcum & Comp. pp. 293-331, Everts, P.P. (1972) "Developments and Trend in Peace and Conflict Research, 1965-1971 : A survey of institutions", *Journal of Conflict Resolution*, December, Vol. XVI, No. 4, pp. 477-510.
- 12) *Journal of Conflict Resolution*, (1957) Vol. 1, No. 1, p. 1.

平和学の可能性

1965年にオランダのグロニンゲン大学で開かれた第1回の「国際平和研究学会」(International Peace Research Association: I P R A)¹³⁾ 総会では、同大学の「戦争学研究所」(Polemologish Institute)の所長である国際法学者バート・V・A・レーリング(Bert V. A. Röling)がその総会を主宰し、この意味における平和研究を「人類生存の科学」(Science of Human Survival)¹⁴⁾と呼んだのである。それは、核軍拡が進み、一触即発の世界の中で、「この世界を廃墟にしてはならない。この人類を破壊さしてはならない。」¹⁵⁾という課題に答えるのが、平和研究であるということを意味する。しかし、ここには紛争除去の研究(pacification research)と平和研究の混同が見られる。そこで、次のことが論点とならざるをえない。

平和研究は、「人類生存の科学」にとどまってよいのだろうか。平和というものは、単に「戦争の不在」を意味するのだろうか。否である。平和研究は、さらに一步、積極的な意味を持たねばならない。つまり、それは、平和研究は「人間性実現の科学」(Science of Human Fulfillment)¹⁶⁾に昇華されねばならないということである。それは、人権や正義の実現された人類社会の達成を指向する。さらに、暴力の原因や構造化、経済的搾取、人間の政治的・経済的・社会的および文化的権利の侵害を分析する広範な既存の学問領域をこえた研究を目指すものである。というのは、1964年に著わされたK・E・ポールディングの『20世紀の意味』¹⁷⁾の中でも明らかにされているように、現在の世界は、単に戦争による恐怖にさらされているだけではないからであ

13) 国際平和研究学会(I P R A)の詳細については、鈴木沙雄(1976)「国際平和研究学会の動向と日本の平和研究」『平和研究』第1号、160—173頁、および、岡本三夫(1978)「国際平和研究学会(資料)」『平和研究』第3号、を参照。

14) 川田侃(1978)「平和研究の展開と課題」『平和教育』8、153—154頁。

15) ラッセル(1962) *op. cit.*, 185頁。

16) Galtung, J. (1975) *Peace : Research · Education · Action*, (Essays in Peace Research, Vol. 1) Christian Ejlers, p. 254.

17) ポールディング・清水幾太郎訳(1967)『二十世紀の意味』岩波書店、特に第4、5、6、7章参照(*The Meaning of the Twentieth Century* [1964] Harper & Row)。

獨協法學

る。その上、人類は、発展途上国の経済成長の問題、それから人口爆発の問題、最後にエントロピーの問題に直面しているのである。これらの諸問題が解決されない限り、世界の未来、人間社会の統合など砂上の楼閣にすぎないだろう。したがって、これらの四つの落し穴を克服するための科学こそ、「平和学」つまり「人間性実現の科学」でなければならないということである。

このような「人間性実現の科学」という考えを平和研究に導入したのが、いうまでもなく平和研究の泰斗であるヨハン・ガルトゥング(J. Galtung)である。彼は、ノルウェーの社会学者、数学者であり、アメリカに学んだ後、1960年にオスロに国際平和研究所 (International Peace Research Institute in Oslo : P R I O)を創設し、その所長となった。そして1964年には『平和研究雑誌』(*Journal of Peace Research: J P R*)を創刊し、その誌上で平和研究を自らリードし、消極的平和と積極的平和、構造的暴力や新帝国主義理論など続々と新しい概念を提起しつづけている。

ガルトゥングは、『J P R』の創刊号で、平和研究を全面的かつ完全な平和と呼べる状態により接近するための条件を探る研究であるとみなし、平和には、二つの側面が存在すると主張した。すなわち「暴力の欠如、戦争の欠如が消極的平和(negative peace)であり—そして人間社会の統合が積極的平和(positive peace)である」¹⁸⁾と。それゆえ、ガルトゥングによれば、平和と戦争の位相は、第1図のようになる。¹⁹⁾

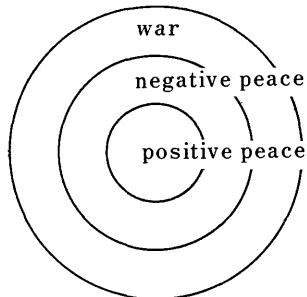
このように1960年代にヨーロッパに花開いた平和研究は²⁰⁾、アメリカに発展した平和研究とは関心が異質であった。その後、このガルトゥングの平和概念は、平和研究者の共有財産として定着したけれども、それに対する批判

18) *Journal of Peace Research* (1964) No. 1, An editorial p. 2.

19) Galtung (1975) *op. cit.*, p. 163.

20) 高柳先男 (1974) 「『平和研究』の新展開」『国際問題』12月号、岡本三男 (1975) 「北ヨーロッパにおける平和研究」『国際政治』第54号を参照。また*Journal of Peace Research* の1973, No. 3は西ドイツの平和研究の特集号であり、1975, No. 2はイスの平和研究の特集号である。

平和学の可能性



【第1図】平和と戦争の位相

がなかったわけではない。これらの批判によって、平和研究はさらに深化、発展することになるのである。

このような批判の中には、1967年のI P R Aの第2回総会（スウェーデンのテルペルグ）におけるインドのS・ダスグプタ（S. Dasgupta）の「平和でない状態」（peacelessness）²¹⁾概念の提起や第3回I P R A総会（1969年、チェコスロバキアのカールスヴァード）における平和概念論争が存在した²²⁾。この総会では、ポールディング²³⁾

やガルトウングに対しても、スカンディナヴィアの若手平和研究者であるH・シュミット（H. Schmid）やL・デンシック（L. Dencik）らの批判が向けられた²⁴⁾。これらの批判は、すでに『J P R』でも1968および69年に展開されていた。その内容は以下の如くである。

21) 「平和でない状態は、経済的・政治的・社会的搾取の産物である。それは、なんらかの形で第三世界のすべての国に存在する……」(S. Dasgupta [1974] "Not War but Peacelessness is the Antonym of Peace", *International Peace Research Newsletter*, Vol. III, No. 2, p. 16)。また問題提起論文の次も参照, "Peacelessness and Maldevelopment: A new theme for peace research in developing nations", *Proceedings of the International Peace Research Association Second Conference*, Vol. 2. (1968) Van Gorcum & Comp. pp. 19-42.

22) この論争については、*Proceedings of the International Peace Research Association Third Conference* (1970) Vol. 1. *Philosophy of Peace Research* 所収の諸論文を読まれたい。

23) 批判されたK. E. ポールディングは、その後「正義研究」の必要性を提起し、抑圧や搾取の問題を平和研究の大きなセクターとして取り上げた。Boulding (1974) "A Program for Justice Research", *Bulletin of Peace Proposals*, No. 1, pp. 64-72. を見よ。

24) この点に関しては、高柳先男（1974）*op. cit.* に詳しい。

獨協法学

スウェーデンのルンド大学のH・シュミットは、従来の平和研究は「和解の技術」にすぎないと論破して、次のように説いた。「平和研究は、その問題を国際的および脱国家的制度ではなく、抑圧され、搾取されている集団や国家に有意なことばで公式化すべきである。それは、顕在的紛争をいかに押えつけるかではなく、潜在的紛争がいかに顕在化するかを説明すべきである。それは、統合がいかにもたらされるかではなく、紛争が、…いかに分極化しているかを説明すべきである。」²⁵⁾と。この論文は、国際政治構造の変化と平和研究の関心を連結し、平和研究の新方向を示唆した里程碑である。ガルトゥングは、この批判に対して翌年、『JPR』の創刊号にふれながら、次のように答え、平和概念を拡大した。「私は常々、積極的平和を協力と統合という見地からみていたが、いま私は、ヘルマン・シュミットに完全に同意する…。私はいま『積極的平和』と『社会的正義』を同一であると見なしたい。」²⁶⁾またこの論文の中で、ガルトゥングは、社会正義や暴力の概念を一段と発展させ、自ら1964年に提示した平和と暴力の概念を修正・補強したのである。それは次のように図示できる（第2図）²⁷⁾。この中で注目すべきは、構造的暴力（structural violence）という概念の導入である。この構造的暴力は、戦闘や攻撃の直接的結果ではなく、非対称的な社会関係の結果として起こるものである。したがって、構造的暴力とは、社会「構造の中にビルト・インされている」²⁸⁾ものであり、人間の自己実現や自己達成を阻害するものとして人間社会に立ちはだかる。より平たくいえば、それは、国際社会であれ国内社会であれ支配者は互いに連携し、被支配者は、これらの支配者に抑圧され、孤立して社

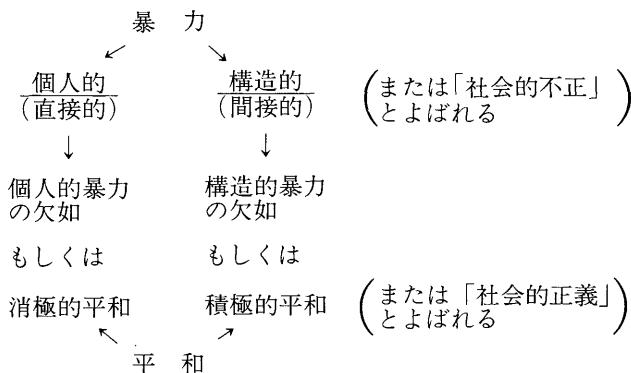
25) Schmid, H. (1968) "Politics and Peace Research", *Journal of Peace Research*, No. 3, p. 219., Clarke, R. (1971) *The Science of War and Peace*, Jonathan Cape, pp. 304—310. (松井巻之助訳(1972)『現代戦争論』草思社, 326—333頁)

26) Galtung, J. (1969) "Violence, Peace, and Peace Research", *Journal of Peace Research*. No. 3, p. 190.

27) *ibid.*, p. 183.

28) *ibid.*, p.171.

平和学の可能性



【第2図】平和と暴力の拡大された概念

会的にも経済的にも不利益な立場に置かれている。このような世界の仕組や制度全体を構造的暴力という。つまり、構造的暴力は、一見暴力の形をとらないが、社会体制、貧困、不平等、人種差別などの制度そのものも暴力である。この構造的暴力は、四つの構成要素から成り立っている²⁹⁾。すなわち、

- ①搾取 (exploitation) …垂直的分業,
- ②浸透 (penetration) …底辺の人々の自立が侵食され、彼らの意識が搾取される過程,
- ③分断 (fragmentation) …分割して支配せよ (“divide et impera”),
- ④辺境化 (marginalization) …社会を内部サークルと周辺の二次的集団・人々に分ける傾向。

この四つの要素から構造的暴力をみるとことにより、ガルトゥングは「C-P・モデル」(Center-Periphery Model)をもとに新帝国主義論³⁰⁾も展開

29) Galtung (1975) *op. cit.*, pp. 264—276.

30) Galtung (1971) “A Structural Theory of Imperialism”, *Journal of Peace Research*, No. 2, pp. 81—117., ヨハン・ガルツング・岩内亮一訳(1974)「多元的帝国主義の理論と現実」『世界経済』2月号, 216—227頁。

獨協法学

したのである。

このように考えると、平和研究は、単に（核）戦争をいかに回避し、平和をどのように維持するかだけではなく、これまで重視され続けてきた南の持たざる国々の人々の問題の解明でなければならないということになるのである。坂本教授は、この平和研究の関心の移り変りを次のように指摘する。

「もう一つの性質のちがった問題が表面化してきた。南北問題である。それは必ずしも『国際関係』と呼ぶのが適當な問題ではない。なぜなら、それは必ずしも国家間の問題でもなく、また抗争対立の姿をとるとも限らないからである。それは、世界大の構造的な貧困の問題であって、『国際問題』というより『世界問題』と呼ぶにふさわしい……。」

この問題は、世界大の社会変革なしには解決できない。したがって、現状変革よりも戦争の防止と国際平和の維持とを関心事とする従来の平和研究に對して、この観点から強い疑問が投げられたのは当然である。」³¹⁾

さらに付加するならば、スカンディナヴィアのラディカル・グループの平和研究者は、社会構造の変革を目指す革命研究こそ平和研究の大きな対象領域であるべきであると主張した。このようにラバポートの冒頭のことばにあるように、平和研究は、多くの論点に多くの異見が展開されてきたのである。この過程をガルトゥングは、三段階、つまり古典的伝統の段階、それから初期の平和研究、最後に現在の平和研究の段階に要約し、表示した（第3表）³²⁾。この表を土台に平和の概念および平和研究の課題について順次論及することにしよう。

31) 坂本義和（1976）『平和—その現実と認識』毎日新聞社、51頁。

32) Galtung (1975) *op. cit.*, p. 260.

平和学の可能性

【第3表】 平和についての研究：3段階

	古典的伝統	初期の平和研究	現在の平和研究
1. 平和の概念	直接的暴力の欠如	消極的対積極的平和	直接的および構造的暴力の欠如
2. 関連するレベル	国際関係だけ	マルティ・レベル・アプローチ	基本的単位としての個人
3. 関連科学	古典的社会科学 法学	現代社会科学 インテーイディシプリンアリー	物理的、人文科学 哲学
4. アイデンティフィケーション	国家的、地域的 非対称的	脱国家的、対称的 グローバル	構造的暴力の犠牲の アイデンティフィケーション
5. 方法	地域主義 ドグマティズム	経験主義	クリティシズム コンストラクティヴィスト
6. 目的	アウトプットは 国家的/地域的消費 消費のための研究である	アウトプットは、グローバルな消費の ための研究である	平和のための脱国家的 の圧力団体と行為

II. 平和の定義

平和研究は、前述したように非常に広い範囲の研究対象領域を自らに課すようになってきた。そしてそれは、現在発展と変化の真只中にあるといつても差支えないだろう。とりわけ、1960年代の過渡期に提示された論点は、現在の平和研究が独立した学問として自主性を持ちうるかを問うものである。

われわれは、一般的に平和とは「暴力の欠如」であるといってきた。そこで問題となるのが暴力とは何を意味するかということである。この暴力をどう定義づけるかによって平和研究の対象・関心も変らざるをえないからである。

獨協法学

平和の定義には、たとえば大きく分けて三つの学派が存在すると考えられる³³⁾。これらについて、これまでの研究成果を利用しながら検討することにしよう。

- ①狭義の平和学派,
- ②中間の平和学派,
- ③広義の平和研究である。

まず初めに狭義の平和は、平和を国家間戦争の存在しない状態と定義づける。その代表的な学者であるK・ドイツ（K. Deutsch）は、平和を「大規模戦争の存在しない状態」³⁴⁾と呼んでいる。そして、大規模戦争の定義については、D・シンガー（D. Singer）とM・スモール（M. Small）の定義を援用し、死者1,000人以上をもたらす組織的戦闘としている³⁵⁾。しかし、この定義は独断である。そこでは、死者が前記の数に達する軍事的衝突を防止することが、その課題となる。当然のことながら、抑止システム（deterrence system）の存在も是認される。それも、戦争防止に役立てば、平和の追求に適合するからである。したがって、ここにおいては平和研究と戦争研究との混同が起こりかねない。というのは、平和研究の課題は「本質的におどしの体系である抑止にかえて共存と協力の条件を究明することにある」³⁶⁾からである。

次に中間派によれば、平和は、戦争の欠如ばかりではなく、脅威システム

33) Eide, A. (1974) "A Value-based Approach : Methods and problems in peace research", *International Social Science Journal*, Vol. XXVI, No. 1, pp. 119—133., また、K·E·ボールディング（"The Philosophy of Peace Research", *Proceedings of the IPRA Third Conference*, Vol. 1, 1970）は、narrow school, broad school, radical schoolの3つに、D・シンガー（1976）は、pure science school, applied science school, radical critique schoolの3つに分けている。

34) Deutsch, K. W. (1975) "Peace Research : The need, the problem, and the prospects", in Jones, P. (ed.) *The International Yearbook of Foreign Policy Analysis*, Vol. 2, Groom Helm, p. 246.

35) Singer, J. and M. Small (1972) *The Wages of War, 1815—1965 : A statistical handbook*, John Wiley.

36) 坂本義和（1976）*op. cit.*, 50頁。

平和学の可能性

の不在を意味する。つまり、抑止力によって戦争が防止されうるということに疑惑を表明する。それゆえに、軍事的強制機構を悪と見なし、平和を単に戦争だけでなく、戦争システムの手段と制度の存在しない状態と考える。

この立場を主唱する代表者は、A・ラパポートであり、T・レンツやK・E・ボールディングもこれに近い考え方を持っている。ラパポートは、「組織された犯罪」³⁷⁾としての戦争は、「軍部を解体する」³⁸⁾ことによってしか除去されないと考える。ここからさらにいくつかの問題が生まれる。平和研究者は国際紛争と国内紛争を区別すべきかどうかという問題である。しかし、答は明白である。国際社会においては、国家の象徴的イメージが重要性をもつからである。つまり、この象徴的イメージの中には、安全と脅威という次元が内含されているのである。ある国家の強制の国内的体制は、武力を持たない隣国にとっては大きな国際的脅威であるに違いない。したがって、さらに厳格に平和を定義すると、それは、国際的であれ国内的であれ、組織された暴力（現実的のみならず潜在的）の不在ということになる。換言すれば、それは、国際システムの中から軍事力を排除し、新しい平和的な国際秩序を創出することに他ならない。

最後に広義の平和について言及しよう。ここでは、平和は社会的正義と同義であり、あらゆる種類の暴力一頭在的であれ潜在的であれ、直接的であれ構造的であれ一の非存在を意味する。経験的問題である前二者とは異なり、広義の平和概念は、価値選択の問題である。社会の諸組織は、利益の調和をもたらすために再構造化されねばならない。それゆえ、社会構造の転換や変化が大きな争点となる。というのは、多くの平和研究者が一致しているように、世界の大部分の市民がその基本的権利を奪われている構造に基づけられている「平和」は、真の意味での平和ではないからである。この考え方は、ガルトゥングの「人間の現実の肉体的・精神的実現が、その潜在的可能性以

37) ラパポート・鴨武彦訳（1975）「国際政治と平和研究」『世界』10月号、143頁。

38) *ibid.*, 138頁。

獨協法學

下であるように影響されている場合に、暴力が存在する」³⁹⁾ という定義に依拠している。したがって、構造的暴力と同様、あらゆるレヴェルにおける紛争、つまり戦争、環境汚染、貧困、飢乏、抑圧、人権侵害、不平等などが、すべて暴力のカテゴリーに入るのである。

さらにこの派の中には二つの異種が存在する。論点は、暴力に対する暴力は有効かということである。一方は、物理的暴力も構造的暴力も非平和的であり、防止されるべきであるというものである。積極的平和（正義）を実現するのにも暴力に訴えることを認めない。ここでは非暴力主義や不服従などが大きな課題となる。他方は、国内社会でも国際社会でも完全な利益の調和と正義を実現するために、抑圧に対して暴力行使することは、時には必要であるし、容認されると主張する。特定の権力を否定し、新たな権力を打ち立てるような場合、たとえば独立運動とか革命運動などは、この中に入るだろう。ラディカル・グループは、この点を強調する。従属理論、新帝国主義論等によって代表される第三世界の現状の中には、これらの問題点が集約されている⁴⁰⁾。

以上見てきたことから明らかなことは、現在の平和の定義の中で第①のものは、平和研究の対象として純粹でありえない。問題とすべきは、第②・③の平和の定義であろう。前者は消極的平和（直接的暴力）と相応し、後者

39) Galtung (1965) *op. cit.*, p. 168.

40) マルクスは、資本主義が高度に発展した帝国主義国で革命が起こるとしたのに対し、現在では逆に資本主義の発展していない周辺地域、つまり第三世界で革命は高揚している。第2次大戦後の歴史的発展過程を「新帝国主義」と呼び、従来のレーニンによる古典的帝国主義とを区別する。しかし、この考え方にも様々なグループが存在することはあるまでもない。中でも有名な第三世界の学者はG・フランク (G. Frank) とS・アミン (S. Amin) である。これらの点に関して、次のものを参照。アンドレ・G・フランク・西川訳 (1978)『世界資本主義とラテンアメリカ』岩波書店、サミール・アミン・森谷文昭訳 (1977)「自力更生と新国際経済秩序」『展望』12月号、62-77頁、Amin, S. (1977) *Imperialism and Unequal Development*, Monthly Review Press., 連帶編集部編 (1973)『新帝国主義論争』亜紀書房。

平和学の可能性

は積極的平和（構造的暴力）に対応する。それゆえ、平和研究の主要な課題としては、一方は知覚の転換、他方は構造の変化が争点となる。

しかしながら、平和研究者の間には、広く戦争の排除というコンセンサスが存在し、そしてこのコンセンサスこそが、国際システムの構造変容による国際的調和と統合のために協力することを可能にする。それから平和の増大が、このコンセンサスを一層大きくし、ひいては諸学派間の不一致を漸次縮小する条件を生み出すことも、われわれは忘れてはならないだろう。

III 平和研究の諸問題

すでにみたように平和研究は「人類生存の科学」であると同時に「人間性実現の科学」であるので、必然的にその中に多くの問題と特性を持っている。いわく、平和価値志向、インター・ディ・シ・プリナリー（*interdisciplinary*）な方法論、国際的あるいは体制をこえた研究、政策志向型の応用科学、医学研究との関連性⁴¹⁾、平和運動との関わり、研究者の姿勢、それから研究資金など様々である。そこで本章では、現在平和研究が抱えるいくつかの問題、特に方法論の問題および価値の問題を検討することによって、平和学の可能性を展望する。

1 方法論の問題—インター・ディ・シ・プリナリーからトランス・ディ・シ・プリナリー（*transdisciplinary*）へ⁴²⁾

インター・ディ・シ・プリナリーということばは、学際的と訳されることが多い。その意味は、定かではないが異なる学問領域の協力ということになろう。レントツが、平和研究はクロス・ディ・シ・プリナリー（*crossdisciplinary*、交差学問

41) 関寛治（1975）「ミッション志向科学としての平和研究—医学との比較を手がかりにして」『国際政治』第54号、17—29頁。

42) Eckhardt, W. (1974) "Changing Concerns in Peace Research and Education", *Bulletin of Peace Proposals*, No. 3, pp. 280—284.

獨協法学

的)もしくはインター・ディ・シ・プリナリーな努力であると書いたのは、20数年前になる。そのおよそ10年後『J P R』の創記号の編集論説の中でガルトゥングは、「平和研究が国際的かつインター・ディ・シ・プリナリーであることはほとんど繰り返す必要がない⁴³⁾」と書いたのである。平和研究は、多くの学問領域に属する研究者が、社会学者はもちろんのこと、自然学者も人文科学者もその知的活動から排除されえない。このことをニューカム夫妻(Hanna Newcombe and Alan Newcombe)は、端的に図示したのである⁴⁴⁾。逆にいえば、個々の専門科目は、平和研究を自己の独占物と主張しないし、してはならないのである。またこのことを別の観点から問えば、「平和研究者とはだれか」という問題になる。平和研究運動の核を形成する人々は「社会システムの研究において科学的方法と、その社会システムの知識の人類の運命への現実的適用にコミットする」⁴⁵⁾ものであるといえる。この意味で平和研究は、多数の垂直的専門を交差する「水平的科学」(Horizontal Science)⁴⁶⁾である。

これらの研究者を最近のビブリオグラフィーから分類すると、交差する学問領域の分布は、次のようになる⁴⁷⁾。政治学者35%，社会学者21%，法学者14%，ジェネラル・システム研究者8%，それから経済学者、歴史学者、心理学者および人類学者がそれぞれ6%である。他にも当然のことながら、戦争と平和に関わる専門科学、すなわち哲学、宗教学、倫理学、文学、数学、化学、物理学、生物学、医学などが含まれる。

社会が進歩するにつれ、学問は大きく分化してきた。現代の社会科学は、

43) *Joural of Peace Research* (1964) No. 1, An editorial, p. 4.

44) Newcombe, H. and A. Newcombe (1969) *Peace Research around the World*, Canadian Peace Research Institute, p. 5.

45) Boulding, K. E. (1977) "Peace Research", *International Social Science Journal*, Vol. XXIX, No. 4, p. 602.

46) Höivik, T. (1973) "Peace Research : The rational and the real" *Bulletin of Peace Proposals*, No. 2, p. 100.

47) Boulding, K. E. (1977) *op. cit.*, p. 602.

平和学の可能性

道徳哲学（moral philosophy）あるいは倫理学から発展・専門化したのである。しかしながら、この分化・専門化は、社会的要請から必然であった。とはいえ、分化には、アダム・スミス（A. Smith）が指摘したようにいくつかの危険が存在する。この指摘は、現在でも専門化した科学や研究者への警告の意味を失なっていない。すなわち「生涯少数の単純作業を繰り返している人は、人間として可能なかぎり、愚かで無知になり、感情も荒れ、私生活上の日常の義務や国の利害について正しい判断がもてなくなる。そのうえ、単調な生活は、勇気を失わせ、兵士の不規則で冒険的な生活をいやがるようにしてしまう。かれの特定職業における巧妙さは、知的、社会的、軍事的な特性を犠牲にして獲得される」⁴⁸⁾学問の分化は、その結果、総合ということをおおざりにしてきた。そこで学問の相互交流の必要性は、当然の帰結であった。行動科学運動（behavioral movement）は一つの典型であるだろう⁴⁹⁾。

しかしながら、われわれは、これまでインターディシプリンアリーということを安易にそして便宜に使い過ぎてきた嫌いがある。というのは、学問の世界において学際的、つまり異学問間の協力ということは、例外はあるにしてもあまりの学問の壁の険しさにより不可能に近い状態にあったといってよいだろう。これまでの平和研究では、多くの場合、インターディシプリンアリーということは、諸学問領域の研究者の併存、並列にすぎなかったのではないかと思われる。平和研究者の間に、共通のことば、共通の方法論、共通の視角が存在していたとはいい難い。多くの研究者は、自己の学問領域のうちに閉じこもりすぎてはいなかったとはいえないだろう。日本においては特にそうである。共同研究というものは、同じ土俵の上にあがってはじめて大きな収穫がえられるのである。武者小路教授は、平和研究の国際性と関連させ、次のように指摘する。「このような平和研究の国際的な共同体の共同作業を進

48) アダム・スミス、玉野井他訳（1965）『国富論』世界の名著31、責任編集大河内一男、中央公論社、524頁。

49) 田中靖政（1969）『行動科学』筑摩書房、を参照。

獨協法學

めていくためには従来の社会科学を支配してきた悪しきアカデミズムの伝統を破って、…研究領域を超えて、さらにはアカデミアの外に協力者を求めて、開かれた学問としての平和研究を築いていく必要がある⁵⁰⁾。」

この意味において、インターディシプリナリーなアプローチを昇華し、学問領域の壁を打破し、個々の学問領域の慣例に服しないという意味におけるトランスディシプリナリー（超領域的）な固有のアプローチを確立することが望ましい。各研究者は自由であり、他の学問領域に切り込むことができ、共通のことではコミュニケーションができることが必要である。そうすることによって、近い将来、総合科学としての平和理論、平和学の構築も可能となるであろう。

このためには、平和研究者は、脱専門を志向し、複数の学問領域を身につけることも必要であろう。ここで一つのモデルと提起できるとすれば、それは、かつての総合科学としてのモラル・フィロソフィー（道德哲学）である。経済学の父・アダム・スミスは、グラスゴウ大学の「道德哲学」の教授であった。スミスは、この中で① 神学、② 倫理学、③ 法学、④ 経済学（行政学）を講義した⁵¹⁾。モラルの中には、二つの意味があり、一つは道德であり、一つは社会的という意味であるという⁵²⁾。19世紀に社会科学ということが生まれるまでは、それは、モラル・サイエンスと呼ばれていたのである。このことは、スミスの講義の中に窺い知ることができる。

このように考えると、今後構築されるべき平和学は、道德科学に似た社会科学、自然科学、人文科学を包摂したトランスディシプリナリーな国際社会の再生・変容過程の創造的デザインを目指す新しい総合科学である。したがって既成の学問体系は有効性をもちえなくなってきた。西ドイツの批判的平和研

50) 武者小路公秀（1975）「国際学習過程としての平和研究—新しいメタ・パラダイムの提唱」『国際政治』第54号、15頁。

51) アダム・スミス、玉野井他訳(1968)op. cit., 大河内一男「アダム・スミスと『国富論』」を参照。

52) 高島善哉（1968）『アダム・スミス』岩波書店、77頁。

平和学の可能性

究の旗頭である、D. ゼングハース（D. Senghaas）は、「もし国際社会とその発展が敵対的全体と考えられるならば、国際社会の発展のダイナミックスの原因を詳細に精査する直接的挑戦が存在する。この点で、過去20年間に西欧で発達してきたような国際政治学や国際関係論という既成の学問領域は、特に役に立つものではない⁵³⁾」このような批判は、妥当する点が多い。それゆえ、われわれは、平和学に固有な方法論を模索し続けなければならない。

2 値値の問題—平和から正義・平等・自由へ

伝統的な平和研究は、目標価値としての〈平和〉を一元的かつ基本的価値として設定し、平和を科学的に研究してきた。しかしながら、国際的にも国内的にも価値が多元化し、また前にもみてきたようにそれに応じ、平和の定義も大きく変容してきた⁵⁴⁾。消極的平和から積極的平和、直接的暴力から構造的暴力へと平和研究の関心が拡大してくるにつれて、平和は、唯一の価値ではなく、平和を他の価値との関連の上で考察する必要が生じたのである。そしてラディカル・グループの研究者は、基本的価値を正義に置き、理想主義的研究者は、それを自由に置いている。このように平和研究の価値が、平和から正義・平等・自由へと拡散してきたことは、平和価値を放棄したことでは決してなく、この変化はむしろ、伝統的意味での平和は真の意味において正義とか自由が達成されない限り、不可能であるということを含意している。

また同時にこの変化は、平和研究の関心が単に国家間紛争だけであった初期の状態から国内紛争への焦点の移動を伴った。第2次大戦後、世界の至るところで紛争は絶えることなく続けられているが、それらの紛争の多くは、国内紛争が原因であり、国内紛争の結果であった。そして南北問題の登場、つまり從来国際政治の客体であった第三世界が国際政治の主体となることによって、この点が顕在化した。その結果、正義、つまり構造的暴力の問題に

53) Senghaas, D. (1973) "Conflict Formations in Contemporary International Society", *Jurnal of Peace Research*, No.3, p.179., 批判的平和研究については、岡本三夫（1975）を見よ。

54) 武者小路公秀（1977）「平和と価値の多元化」『平和研究』第2号、6—20頁。

獨協法学

比重を置かねばならなくたったのである。平和研究はアメリカで生まれた。そして先進国の平和研究者は、戦争のない世界を念頭に平和研究を考察し続けたことは明らかである。しかし、公民権運動の拡大、ベトナム戦争の悲惨、核拡散、常態化した第三世界の飢餓や貧困を目当たりにみるにおよび、^{ピースレスネス}「平和でない状態」が支配的な第三世界は、西欧的世界が物理的・空間的・文化的に拡大した世界ではまったくないことが主張され、それらの国々ではまず当面経済的離陸を達成することが主要な目標であったのである。そこでは、西欧的価値観からは、問題解決のヒントは生まれえないといつても差支えないのである。

国際政治は、異文化間の接触であり、国際社会は異なる価値観の併存する社会である。したがって、現在平和を考える場合も、価値の多元化を認めなければ、平和研究は成り立たないといつても過言ではない。日本の平和研究は被爆体験や憲法第9条に依拠している面が多い。またインドの平和研究は、ガンジー主義と不可分である。またアメリカには、大国発想的な平和研究が生まれたことはすでにふれた。このように、伝統的な平和研究が人類を核戦争からいかに救うかという問題に力点をおくあまりに、歴史とか地域とか文化の違いという問題は、その前に消し飛んでしまった。まさにその問題こそが、現在では平和研究の大きな焦点を形成するようになった。そして、価値の多元化は、まぎれもなく平和観の地域や文化や歴史による相違を浮きぼりにした。たとえば、石田教授は、古代ユダヤ教、ギリシャ、ローマ、中国（日本）およびインド平和の意味論スペクトルを次のように区別する（第4図）。そして次のようにいいう。「そこで問題となるのは、正義の実現と秩序の維持、およびにくしみをもたない心の平安という三要素が平和のためには必要であるながら、これらの要素が相互に矛盾する可能性を含んでいるという点である⁵⁵⁾」このように平和観の内容には矛盾する要素が含まれている。

55) 石田雄（1968）『平和の政治学』岩波書店、34頁。同様の論述は、Macquarrie, J. (1973) *The Concept of Peace*, Harper & Row, chap. 2. Peace and Human Natureにも見られる。

平和学の可能性

重点がおかれた意味 文化	神意正義	繁栄	秩序	心の静隠
古代ユダヤ教		shālōm シャーローム		
ギリシャ			eirene エイレーネ	
ローマ			pax パックス	
中国（日本）				和平， 平和
インド				śānti シャーンティ

【第4図】石田雄『平和の政治学』岩波書店, 1968, p.35から引用.

この要素の差に着目した平和研究が構想されるべきである。これは、一言でいえば土着価値に基づく平和研究のパラダイムの構築である⁵⁶⁾。

さらに加えるならば、従来の平和研究は、国益（多くの場合大国の国益）に重点を置きすぎてきた。ということは、研究の方向性として「国家」を単位としがちであった。しかし、平和の問題は、国家と対立する個人の原理として考える必要があると思われる。すなわち、それは「新しい国際秩序が中心と周辺の格差をなくした公正な秩序であり、平等な資格で世界のすべての人間の参加する秩序であるべきとするならば、西欧国家体系のように国益という国家中心の価値を基盤とする代りに、なんらかの形で人間一人一人を大切にする価値を基盤とすべきである⁵⁷⁾。」ということである。前にも記したように平和研究が「人間性実現の科学」であるという所以はこの点にある。この原理

56) このひとつのすぐれた試みは、武者小路公秀（1975）op. cit. である。

57) 武者小路公秀（1977a）『国際政治を見る眼』岩波書店, 213頁。

獨協法學

が確認されたのは、ニュールンベルクおよび東京裁判の中においてであった⁵⁸⁾。この裁判の示した論理は、「たとえ国家の命令であっても、人類普遍の原理に反する行動はしてはならないというものであった⁵⁹⁾。」そして、この原理は日本に憲法の中に具現されている。日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように」監視するために、何人も奪うことができない基本的人権、つまり言論、集会、結社の自由が最大限に保障されねばならない。その人権行使し、国家を規制するのが国民の義務である。新憲法は、この意味において人類普遍の原理を謳ったものであり、平和憲法の名にふさわしいものである。

ここで重要なことは、人間（人権）を中心的基礎にした平和研究、平和学の樹立である⁶⁰⁾。このことは次のことを意味する。国際政治学や来たるべき平和学の視座は、前述の価値の多元化を背景にしたグローバルなものでなければならないということである⁶¹⁾。それは、ウェストファリア会議以後成立した主権国家を土台にし、その算術的総体としての国際社会システムというものではなく、それを転換し宇宙船地球号と呼ばれるように運命共同体としての世界を、一つの人間社会のシステムとして考えることである。従来の国家や国家下位集団や組織は、そのサブ・システムを形成する。世界を一つの社

58) この裁判は、国際法に新しい論理をもたらしたといわれる。「平和に関する罪」の形成や「人道に対する罪」に関する考察については、次の本に詳しい。宮崎繁樹(1976)『戦争と人権』学陽書房、大沼保昭(1975)『戦争責任論序説』東京大学出版会。

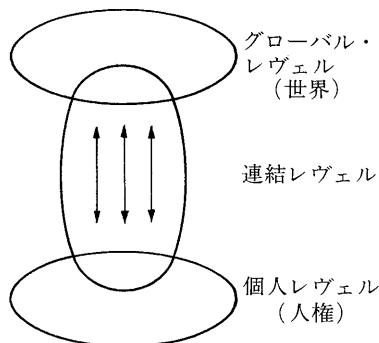
59) 石田雄(1968) *op. cit.*, 144頁。

60) Ajami, F. (1978) "Human Rights and World Order Politics", *Alternatives*, March, Vol. III, No.3. pp. 351—383. この論文の中で人権の公分母として、次のものがあげられている。1. The right to survive, 2. The right not to be subjected to torture, 3. The condemnation of apartheid, 4. The right to food. である。この点に関して、次のものも参考になる。高野雄一(1977)『国際社会における人権』岩波書店。

61) 一つの試みとして関寛治(1977)『地球政治学の構想』日本経済新聞社をあげることができる。また、武者小路公秀(1977a)も、このグローバルな立場からの新国際秩序の提示である。さらに筆者も参画したローマ・クラブ第4報告 Laszlo et al. (1977) *Goals for Mankind*, Dutton も見られたい。

平和学の可能性

会システムと考えると、もう一方の対極となすのが基本的単位としての個々の人間（人権）であることは当然であり、世界と個人、そしてその媒介項としての連結システムを想定する必要があることはいうまでもない（第5図）。



【第5図】世界社会システム

これまでの国際政治現象—国際レヴェル、脱国家レヴェル、国家レヴェル、国家下位レヴェル、個人レヴェルいずれのものであれ一は、この連結システムとして考えることになる。これからこの平和学は、このようなフレームワークで考察すべきであると思われる。この意味で後述する世界秩序論は、今後一つの平和研究のあり方のモデルを提示するものであろう。

IV 平和研究の課題

有名な国際政治学者であるK・ドイッチュは、『国際関係分析』⁶²⁾（1978年）の第2版の中で、初版で（1968年）で示した国際政治の10の基本的課題に2版では新たに2つを追加した。それは、「脱国家的過程と国際的相互依存」および「世界の人口と食糧・資源・環境」という問題である。このことは、まさにこの10年間が国際政治上大きな変動期であったことを如実に示している。同時にこの時期は、前述したように平和概念の論争期でもあった。そこから、新しい平和研究の概念が生まれてきたのである。このような背景を考え合せると、平和研究者が直面する問題は、複雑多岐にわたるといわざるをえない。

62) Deutsch, K.W. (1978) *The Analysis of International Relations*. 2nd ed., Prentice-Hall, chap. 1. (邦訳は武者小路・臼井訳『国際政治分析』近刊予定)

獨協法学

1964年創設された I P R A の規約において、平和研究の目的は簡潔に「平和の条件と戦争の原因に対するインター・ディ・シ・プリナリーな研究を促進する」ことと書かれている。しかし、この間平和概念も大きく拡大し、構造的暴力をもその中に包摂するようになった。したがって紛争防止にとどまらず、積極的平和、つまり「人類社会の平和的な変革の条件の究明」⁶³⁾こそ重要な課題になってきたのである。それで本章では、平和研究の課題を四つに限定して略述しよう。すなわち、戦争のない世界、正義、世界秩序(*world order*)という観点からの平和研究、さらに平和教育(*peace education*)の問題について簡単にふれることである。

I 紛争(戦争)と紛争の解決⁶⁴⁾

aignシュタイン(A.Einstein)が、「全面的破滅を回避しようとする目的は、他のいかなる目的に優先しなければならない」⁶⁵⁾と書いたように、核の出現以来、多くの人々の関心は、人類の破滅の回避であった。伝統的な平和研究者は、平和研究を戦争の原因・防止・解決の研究と見なした。そして、そのために軍備管理および軍縮をいかにしたら達成できるかを経験的に考察した。いわゆる消極的平和の究明であり、積極的平和の研究が社会構造の科学の焦点であるとするならば、軍事科学がその焦点となる。Q・ライトも次のように書いていている。「科学的研究者は、戦争を社会的知識とコントロールの未熟に帰する傾向がある」⁶⁶⁾と。つまり、戦争は、不可避ではなく、人間が操作可

63) 坂本義和(1976) *op. cit.*, 62頁。

64) Falk, R. A. and S. H. Mendlovitz, eds. (1966) *Toward a Theory of War Prevention., The Strategy of World Order 1*, World Law Fund., 拙稿(1974)
「国際紛争と紛争解決研究」『国際問題』12月号, 38—51頁、および「紛争分析の視角」
『獨協法学』(1975) 第7号, 35—61頁。

65) 井上健(1968)「aignシュタインの平和思想」湯川秀樹編『平和の思想』雄渾社,
198頁。

66) Wright, Q(1964) *A Study of War*, L. Wright ed., Univ. of Chicago Press, p.
105.

平和学の可能性

能な諸要因の絡み合いによって起こるということになる。それゆえ、紛争の原因を科学的に研究することによって、紛争をコントロールすることができるるのである。この点、ラパポートは、いみじくも次のように指摘した。「戦争は、政策の継続ではなく、政策の失敗である⁶⁷⁾」と。

戦争はまた、個人生活や社会に、そして生態系に大きな悪影響を与える。軍備は国民生活を圧迫し、戦争は国民に挫折感を残さずにはおかないと。

この分野の研究の中には、次のようなものが具体的に存在する。戦争の原因、紛争解決、軍縮と平和維持等の研究に集約することができる。そしてこれらの研究へのアプローチには、大別して二つのタイプがあるといってよい。一つは、システム理論的アプローチであり、もう一方は、経験的アプローチである。これらの研究をひとつひとつ紹介することはここでは避けたい。

最後に付け加えておく必要があると思われる問題は、平和研究の課題が拡散しとたはいえ、この戦争のない世界を創出することは、第一次的要請である。というのは、いくら正義・平等・発展・自由とかいっても、世界が現在のように紛争で満ちている限り、眞の平和は遠いからである。戦争の防止（消極的平和）と調和的発展（積極的平和）は、この意味において相互補完的であるのである。そこで次の課題が問題となる。

2 発展と社会正義

1960年代末、平和研究者の間に大きな論争が起こった。それによって、平和研究は、戦争の廃絶という根本的価値に加えて、発展・正義・平等の問題に強くコミットするようになった。このいわゆる「構造的暴力」は、従来の平和研究の批判であるだけでなく、異なる概念枠組の提示であったといってよいだろう。この点、多くの論争を呼んだのは当然といえば当然であった。批判を提起したスカンディナヴィアの学者たちにとって、平和研究の現下の

67) Rapoport, A. ed., (1968) "Concluding Remark by Editor", *Clausewitz on War*, Penguin Books, p. 413.

獨協法學

緊急な問題は、対称的な超大国間の対立ではなく、超大国と弱小国とか他の単位との非対称的関係であった。つまり、持てる国と持たざる国との支配・服従の南北関係であり、従属論や中心国一周辺国モデルによる新しい帝国主義の問題であった⁶⁸⁾。この非対称的な関係は、国際システム・レヴェルだけでなく、国内レヴェルにも存在していることはいうまでもない。それゆえ「消極的平和が現状維持の固定化をもたらしたのに反して、積極的平和ははるかに革命的意味合い⁶⁹⁾」を持っている。

したがって、この分野では変革と発展の研究が中心となる。世界には約160の独立国家が存在し、国連加盟国は150ヶ国になろうとしている。しかし、これらの国々のうち先進国といえるのは、30ヶ国にも満たない。後発発展途上国（28ヶ国）を含め第三世界の大部分は、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカに属する。これらの発展途上国と先進国の間には、富や財の不均等が構造化され、大きな格差が存在する。この関係を一般に南北問題、対立と呼んでいる。しかし、実際には発展途上国は、西欧先進国に従属し、西欧の先進国によって浸透されている。そのため、その実体は「ある特別の相反する利害構造⁷⁰⁾」であり、南北対立とは誤称であるともいわれている。つまり、先進国の繁栄は、発展途上国に貧困の増大を培養する。このシステムによって現在の国際社会は維持されている。この非対称的な国際社会の構造が対称化さ

68) 西川潤（1974）「平和研究と南北問題」『国際問題』12月号、22—37頁、同（1976）『経済発展の理論』日本評論社、第11、12、13号、武者小路公秀（1977）「第三世界の政治学—とくに南北関係の国際政治学的認識を中心にして」『年報政治学—行動論以後の政學』1976、岩波書店、159—181頁、川田侃（1977）『自立する第三世界と日本』日本経営出版会。および Senghaas, D. (1975) "Peace Research and the Third World", *Proceedings of the International Peace Research Association Fifth Conference, IPRA.* pp. 183—204、また *International Organization* (Winter, 1978) の特集号、J. A. Caporaso ed., *Dependence and Dependency in Global System* を見よ。

69) Jenkins, R. (1969) "Peace Research: A perspective", *Political Studies*, September, p. 353.

70) Eide, A. (1974) "International Law, Dominance, and the Use of Force", *Journal of Peace Research*, No. 1, p. 2.

平和学の可能性

れない限り、第三世界の発展も、正義の実現もありえない。そのためになされねばならないことは、多角的な開発援助、貿易、技術移転など課題はあまりにも多い。

ここで注意すべき点は、第三世界の発展、開発を考える場合、前にも述べたようにそれぞれのローカルあるいは地域的価値の見直しであり、それを土台にした内発（土着）的発展でなければならないということである⁷¹⁾。その上、発展途上国への援助は、単に援助をすればよいのではなく、自立を助ける援助である必要がある⁷²⁾。

現在の平和研究の課題は、行動的暴力の除去の他に、すべての人間の自己実現の可能な積極的平和を確立することである。そのためには、社会正義（あるいは社会経済的正義）や人権が最大限に保障される制度や体制をつくる必要がある。次にその一つの試みを吟味することにしよう。

3 世界秩序論⁷³⁾

現在のヨーロッパ生まれの主権国家からなる国際システムは、輩出する新しい国際政治現象に対してそのシステム自身適応能力を持ちえなくなっている。このような現状の中で、最近とみに注目を集めているトランスナショナル（transnational、脱国家的あるいは民際的）な試みが存在する。それは、1968年にメンドロヴィツ（S. H. Mendlovitz）を中心に始められた「世界秩序モデル・プロジェクト」（World Order Model Project; WOMP）で

71) 鶴見和子（1976）「国際関係と近代化・発展論」武者小路・蠟山編『国際学』東京大学出版会、56—75頁。

72) 飯田経夫（1974）『援助する国される国』日本経済新聞社。

73) 坂本義和（1978）「世界秩序の未来の構想する」『図書』3月号、2—17頁、
Lasswell, H. D. (1977) "The Promise of the World Order Modelling Movement", *World Politics*, April, pp. 425—437., Mendlovitz, S. H. ed., (1975) *On the Creation of a Just World Order: Preferred world for the 1990's*, Free Press., Wehr, P. and M. Washburn (1976) *Peace and World Order Systems: Teaching and research*, Sage., また *Journal of International Affairs*, 1977, No. 2. は、The Future World Orderという特集号である。

獨協法學

ある。このプロジェクトは、ニューヨークの世界秩序研究所を核にして行なわれ、中心的メンバーは、R・フォーク (R.Falk, アメリカ), J・ガルトウング (ノルウェー), 坂本義和 (日本), コタリ (R.Kothari, インド), ラゴス (G. Lagos, チリ), マズルイ (A. Mazrui, ケニア) らである。各メンバーは、国境を越えてひとりの人間として研究に参加している。そして、その成果を刊行物と雑誌という形で発刊している⁷⁴⁾。まとめ役のメンドロヴィッツと I・ボルドウィン (I. Baldwin) は、次のように書いている。「世界秩序は、いかにしたら国際的暴力の可能性をうまく減じ、また世界的な経済的福祉、社会的正義および生態的安定のかなりよい条件を創出しうるかについての諸問題に焦点をあてる国際関係と世界問題の考察である⁷⁵⁾。」

このように世界秩序論は、グローバルな観点から多元的な価値の併存を認め、未来学的な手法を使って将来実現可能な平和的な世界秩序を構築しようとするものである。この世界秩序の運動は、グローバルな生存という問題と国際政治の研究や平和の追求を関連づけたものであるといえる。ドイッチュも指摘した「世界の人口と食糧・習慣・環境」の問題は、まさにこのようなグローバル・レヴェルでしか解決しえない問題である。

これまでわれわれがよく使ってきた「核時代」は、「生態学の時代⁷⁶⁾」に取って代られたのである。そして、このプロジェクトが取り扱う内容は、個人から世界秩序に至る広範囲の行為主体、人権や社会的権利の問題から平和維持におよぶ、数々の政治的過程およびコミュニティの過程である。

その上、世界秩序モデルで重要なことは、現在の世界の五つの有力な社会的問題を①戦争、②貧困、③民族抑圧とコロニアリズム、④環境破壊 ⑤疎

74) 各メンバーの要約的レポートは、Mendlovitz ed. (1975) である。Falk, R. A. (1975) *A Study of Future Worlds*, Free Press, の他2・3のものが刊行されている。また季刊誌 *Alternatives: A Journal of World Policy* が発刊されている。

75) Johnson, L. G. (1976) *Conflicting Concepts of Peace in Contemporary Peace Studies*, Sage, p. 25. からの引用。

76) *ibid*, p. 27.

平和学の可能性

外であると認識し、これらに対応する①'暴力の極小化、②'社会的・経済的福祉の極大化、③'社会的・政治的正義の極化大、④'生態学的バランス、それから⑤'参加の極大化、端的にいえば、それぞれ平和、経済的福祉、社会的正義、生態学的安定、参加という世界秩序価値の多元性を認め、その上に未来の世界秩序、つまり、独自の「意味あるユートピア」(relevant utopias)を構築しようとしていることである⁷⁷⁾。各国から集まったトランクナショナルな研究者は、たび重なる討論の結果、これらの価値についてコンセンサスを確保した。

そしてまたこのプロジェクトは、今後20年間のうちに、可能性としてこれらの価値を内包した世界秩序としてどのようなものが考えられうるのか、そしてその移行過程はどのようなものになるのか、というような実践的課題もその中に持っている。

この世界秩序プロジェクトに自らも参加し、積極的に活動されている坂本教授は、うまくその特質を三点に要約されている⁷⁸⁾。詳述しないがあげておく。すなわち、それは、第1に、未来指向的な作業であり、第2に、世界指向的、そして最後に、価値指向的な作業であるというものである。

これまで見てきたように、世界秩序論によれば、人類の生存は、前述の五つの価値とそれらの相互関係の中にあり、これらの価値を実現するためには、現在の国際政治制度とは異質な新しい世界制度を作り出すことが肝要であることが提示されている。それは、現在の平和研究の至上命令でもあるといわざるをえない。

77) Falk, R. A. and S. A. Mendlovitz, eds., (1973) *Regional Politics and World Politics*, Freeman, Genral introduction pp. 1—6., Dedring, J. (1976) *Recent Advances in Peace and Conflict Research: A critical survey*, Sage, pp. 53—67.

78) 坂本義和（1978）「まえおき～世界秩序モデルの研究」バグワッティ編、石川滋編訳（1978）『経済学と世界秩序』岩波書店、v—x頁。

獨協法學

4 平和教育⁷⁹⁾

「教育は、多義的な概念であり、多くの点で非常にあいまいな概念である。平和は、同様にあいまいである。二つがいっしょになると、あいまいさは最大になる⁸⁰⁾」とM・ニコルソン（M. Nicholson）が書いているように、平和教育が何を意味するかは、非常にむずかしい問題である。ここでは理論としての教育学ではなく、平和の研究・教育・行動という場合の平和教育である。それは、平和学の実践部門といってよい。つまり、平和研究の研究成果をいかに活用するかという問題である。しかし、この問題も、70年代を契機にして政策指向から教育指向に転換した。これこそが、端的にいって「長期的な意味で平和な社会構造をつくるための教育⁸¹⁾」としての平和教育である。

このように平和教育が重視されるようになったのは最近である。IPRAに平和教育委員会が設けられたのが1971年の第4回総会であり、またユネスコが「国際理解、国際協力および国際平和のための教育からびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」を採択したのは1974年の第18回総会であった。このように国際的にも平和教育が注目されるようになったのは、70年代に入ってからである。しかし、日本においては、平和教育は、ヒロシマ・ナガサキの被爆体験の継承という形で第2次大戦後ずっと続けられてきた。これは、人類普遍の価値をもつ平和教育の原点である。とはいって、平和

79) 平和教育に関する文献は少ないようである。IPRAは、これまで *International Peace Research Newsletter* のSpecial Issue on Peace Education を 1973/No. 1 & 2 (ed. C. Wulf), 1976, No. 5 (ed. M. Haavelsrud), 1977, No. 4 (ed. V. Wiese) 計3回出している。藤井敏彦（1978）「平和教育とは何か」同編『幼児期の平和教育』さ・さ・ら書房, 11—77頁, 日本平和学会編『平和研究』第2号は、『平和価値と平和教育』という特集号である。

80) Nicholson, M. (1975) "Peace education: A sceptic's view", in Carlton, D. and C. Schaefer, eds., *International Terrorism and World Security*, Croom Helm, p. 296.

81) 武者公路公秀（1974）「わが国平和研究の責任は」『エコノミスト』10月29日号, 33頁。

平和学の可能性

概念の拡大とともに、平和教育もその関心を拡げてきた。反戦や核廃絶という問題よりも、その関心は、正義・平等・人権、それから平和な社会構造に向けられてきた。つまり、平和教育は、直接的暴力のみならず構造的暴力を、その対象としなければならなくなつたのである。したがって、平和教育の中には、前述した平和研究の課題としての紛争と紛争の解決、発展と社会的正義、世界秩序論などが具体的に含まれねばならないのである。

しかしながら、平和教育といつても問題は多い。たとえば、第三世界では文盲率が非常に高い。日本が文盲率0.7%であるとに対し、アジア60%，アフリカ79%，ラテン・アメリカ29%であるといわれる。このような状態の中で平和教育は可能なのかという問題である。一つの解答が存在する。その主張のゆえに故国ブラジルを追われたパウロ・フレーレ（P. Freire）は、追放の中から『被抑圧者の教育学⁸²⁾』を生み出した。その中でフレーレは、教育というものを被抑圧者が人間解放をする過程、つまり社会認識から行動に至る一連の過程として捉えた。支配者の価値を疑い、非人間的な抑圧者と被抑圧者の支配・服従関係の矛盾を認識することによって、人間が自らを解放するその過程こそが教育である。それは、フレーレのことばを借りると「意識開発」(conscientization)⁸³⁾である。平和教育の専門家でノルウェーのトロムソエ大学のM・ハーヴェルスルート（M. Haavelsrud）教授は、それを「創造し、変容し、構築するための知覚と行為の問題である⁸⁴⁾」として教育の一般的目的であると考え、その目的は、「諸価値を認識することである⁸⁵⁾」

82) Freire, P. (1972) *Pedagogy of the Oppressed*, Penguin Books.

83) *ibid.*, p. 15. 「『意識開発』ということばは、社会的、政治的、経済的予盾を知覚し、そして現実の抑圧的要素を告発する学習を指示する」また次も参照。Freire, P. (1972) *Cultural Action for Freedom*. Penguin Books,特に part 2. このフレーレの教育思想と同じ傾向をもつのが、人間的ラディカリズムの立場から、教育の権利章典の原理を描く Ivan Illich である。次を参照。Illich, I. (1973) *Celebration of Awareness: A call for institutional revolution*, Penguin Books.

84) Haavelsrud, M. (1976) "Principles of Peace Education", in Haavelsrud, ed., *Education for Peace*, IPC Science and Technology Press, p. 251.

85) *ibid.*

獨協法學

と主張している。したがつて、平和教育というものは、平和、福祉、生態学的安定、参加という世界秩序価値の実現のために積極的に行動できる人間を、どうしたら育成できるかという問題に他ならない。これらの問題は、単に既存の学校システムや教師やカリキュラムの問題で片づくものではないことは当然である。それゆえ、平和教育は制度化された学校だけではなく、日常的に学校外で行なわれる必要がある。この意味において平和研究は、生涯教育にも通ずる。このように考えると、平和教育の諸形態と平和の理念そのものが両立しなければならないことは明らかであろう。平和教育は、このように全人間的過程であり、未来についての可能な選択肢を提示し、社会の再編と世界秩序の構築に貢献しうるのである⁸⁶⁾。

平和および紛争研究の最近の急速な発展は、新しいアカデミックな学問領域の確立を訴える有力な理由に違いない。その際、以上考察してきたことからいえることは、平和学を未来に向けて構築する場合、常に要求されることは批判的なアングルであろう。と同時に伝統的な平和研究と現代的な平和研究との融合、それから平和研究者や教師やアカデミック外の人々との強い結びつきを必要とすることもいうまでもない。

われわれは現在、国際政治社会を称して平和的共存とか相互依存の増大とか簡単にいうことが多い。このような捉え方は、一方からすれば現在の国際社会の不平等や不均等を正当化し、経済的に従属構造の下にある第三世界の国々の自力的ないし内発的発展を否定する西欧大国の外交政策の文脈の中で生まれてきたものであることを、われわれは見抜く必要がある。このようなことを考え合せると、今後の平和学は、戦争の欠如状態（平和価値）が、他の価値、つまり、社会正義・平等・福祉・自力・生態学的安定・参加という

86) Curle, A. (1976) "Peace Studies", *The Year Book of World Affairs 1976*, Stevens & Sons, p. 13.

平和学の可能性

価値によって相互に補完されねばならない。さらに、平和研究、平和教育、平和運動の三者が不可分であり、相互の並行的発展を深める必要ある。そして三者の共有財産の極大化が達成されることにより、平和研究は平和学として新たな地平を切り開くことができると思われるからである。(1978. 9. 8)